

令和2年 5月 7日

保護者の皆様

社会福祉法人誠和会

理事長 森 脇 良 孝

園児登園自粛要請期間給食費の当法人独自減免について(第2報)

平素より当法人の各認定こども園、保育園にご支援賜わり、厚く御礼申し上げます。また、各ご家庭におかれましても新型コロナウイルス感染対策にご留意され、さらに私ども法人各施設での園児登園自粛要請にご協力賜わり、心より感謝申し上げます。

さて4月28日付けの当法人より発出のお知らせにおいて、園児登園自粛要請期間の給食費の負担につきまして、行政の対応がすぐに進展する可能性が低いと判断し、当法人で独自に減免措置を実施することをお伝えいたしました。その後浜田市からの自粛要請期間が5月31日(日)まで延長されることが決定され、さらに延長されることもあり得る状況なっています。そこで本日付けで、もう一度訂正箇所を含め、当法人独自の減免措置についてお知らせいたしますのでよろしく願いいたします。

それは次のとおりです。なお下線部が訂正箇所や追加部分です。

- ① 浜田市が浜田市内各保育施設に要請した自粛期間または閉園期間に限り対象として、給食費を返金します。他市町村は要請期間の設定日が別の様ですが、ここよりの広域入所契約児童も浜田市の要請期間が該当となります。
- ② 保育園及び認定こども園保育園部の3歳以上児は、保育料の計算と同じく、1日当たり月額 $\frac{1}{25}$ に相当する300円、減免世帯は120円とします。対象日は日曜日、祝日を除く平日及び土曜日で、休みの理由は問いません。ただし各月の返金上限額は通常徴収額の7500円、減免世帯は3000円となります。
- ③ 認定こども園幼児園部の園児は全て、1日当たり月額 $\frac{1}{20}$ に相当する300円、減免世帯は125円とします。対象日は日曜日、祝祭日、土曜日を除く平日で、休みの理由は問いません。ただし各月の返金上限額は通常徴収額の6000円、減免世帯は2500円となります。
- ④ すべての返金額は月末締めで計算します。そのため次の月の請求書で減免額を精算して請求します。即ち1カ月後に返金される形となります。
- ⑤ この措置は他の法人の保育施設に関係なく、誠和会独自の意思で実施します。

以上